

堺市立学校職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則

堺市立学校職員等の旅費に関する規則（平成29年教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（自宅出張等の旅費の計算）

第7条 旅費規則第7条第1項及び第2項の規定は、自宅出張等の旅費の計算について準用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。